

第10期中野区健康福祉審議会 地域福祉・成年後見部会(第4回)

開催日 令和5年7月31日(月)午後7:00～午後9:15

開催場所 中野区役所 第8会議室(7階)

出席者

1. 地域福祉・成年後見部会委員

出席者 和気 純子、稲葉 剛、奈良 浩二、荒岡 めぐみ、黒木 伸子、宮澤 百合子、  
白岩 裕子、松山 聡、丸山 貴士、保田 響

欠席者 中山 浩一

2. 事務局

健康福祉部 福祉推進課長 中谷 博

健康福祉部 生活援護課長 葉山 義彦

企画部 ユニバーサルデザイン推進担当課長 国分 雄樹

地域支えあい推進部 区民活動推進担当課長 池内 明日香

【議 事】

○中谷福祉推進課長

それでは、定刻前ですが皆さんおそろいになりましたので、第4回地域福祉・成年後見部会のほうを始めさせていただきますと思います。

本日は皆様、大変お忙しい中、また暑い中ご参加くださりまして、本当にありがとうございます。

では、会の初めにあたりまして、部会長の和気先生からご挨拶をお願いいたします。

○和気部会長

皆様、本当にお暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、地域共生社会関係の様々なニーズを持つ方々の案件に関して、幅広いご意見をお伺いするという会になってございますので、担当課長さんですかね、入れ代わり立ち代わりということでご説明いただきながら、非常に新しい領域もございますので、ぜひ皆様方からも様々なご意見やご質問等をいただき、いつもどおり9時前には終了ということで進めさせていただきます。

それでは始めてよろしいでしょうか。

○中谷福祉推進課長

事務局から幾つかご連絡を差し上げたいと思います。

本日の欠席委員の確認なのですが、中山委員からご欠席のご連絡をいただいております。

本日は傍聴の方が1名いらっしゃっておりますので、よろしく願いいたします。

配付資料の確認なのですが、「次第」と、それから「資料一覧」ですね。

それから資料の1が、ホチキスどめのA4横の資料で「『地域共生社会』の実現に向けた区の取り組みについて(生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進)」という資料。

それから資料の2が、同じく「『地域共生社会』の実現に向けた区の取り組みについて(LGBT Q+(性的少数者)関係)」のA4横のホチキスどめの資料。

それから資料の3が、同じくA4横のホチキスどめで「犯罪被害者等の支援」のパワポの資料。

それから資料の4が、A4縦のホチキスどめの資料で「再犯防止等関係」の資料です。

それから資料の5が、A4横のホチキスどめの資料で「成年後見制度の利用促進について」という資料。

それから資料の6-1が、A4縦ペラ1枚の資料で「令和4年度『中野区成年後見制度利用促進計画』の進捗状況について」という資料。

それから資料の6-2が「『中野区成年後見制度利用促進計画』進捗状況」、A4縦のホチキスどめの資料となっています。

それから本日追加で配付させていただいた資料として、1-1「生活保護のてびき」、A4縦のホチキスどめの資料。1-2が「生活保護ポスター」ですね、「申請は国民の権利です」というもの。

それから当日配付資料の1としまして、副部会長の稲葉先生から、「つくろい東京ファンド 活動報告会 2023」という資料。

それからもう1つ、当日配付資料の2としまして、『週刊朝日』最終号の掲載記事のものです。こちらはA4縦でホチキスどめの資料となっております。

不足する資料がありましたら、挙手いただければ事務局の職員が参りますので、よろしく願いいたします。特に大丈夫そうでしょうか。

議題のほうなんですけれども、本日4つの議題があるんですが、最後の議題の5と6がそれぞれ成年後見制度に関する議題なので、こちらの議題の5と6だけ一括して説明と質疑のほうをさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど部会長からもお話しいただいたんですけれども、各議題ごとに所管の課長が変わるものですから、会議の途中で説明者が入退室させていただきましますので、あらかじめご了承ください。よろしく願いいたします。

それでは、事務局からは以上です。

## ○和気部会長

ありがとうございました。

それでは、議題の1に入らせていただきます。「『地域共生社会』の実現に向けた区の取り組みについて」ということで、「生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進」について、ご説明をお願いいたします。

## ○葉山生活援護課長

生活援護課の葉山でございます。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料1、横長のものをご覧ください。私からは、「『地域共生社会』の実現に向けた区の取り組み」として、「生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進」について説明させていただきます。

1枚おめくりいただいて、その裏になります。「生活困窮者自立支援制度の意義」でございます。こちらの図にありますように、一般的に、年金や医療保険、失業保険などの社会保険制度などが第1のセーフティネットとしてありまして、そして生活保護制度が一番下、第3のセーフティネットとしてあるところでございます。生活困窮者自立支援制度は、その間の第2のセーフティネットを手厚くして、生活保護に至っていない生活困窮者に対する支援を全国的に拡充するというもので、課題が複雑化、深刻化する前に自立の促進を図るというものでございます。

その下のページになります。「生活困窮者自立支援制度のめざす目標」というページになります。こちらでは、目指す目標として、ご本人の働くという意欲や、自分で選択し決定するという部分を尊重する、それから、地域のネットワークというところを目指すところを掲げてございます。

またおめくりいただいて、今の裏側になります。生活困窮者自立支援の制度の概要でございます。

このページの左側でございます「包括的な相談支援」が特徴的なところでございます。生活や就労に関する支援員を配置いたしまして、ご自分で問題が整理できていない場合も、包括的に相

談を受けながら一人ひとりの状況に応じた支援計画を立ててまいります。中野区では「中野くらしサポート」という名称で自立相談支援事業を実施しております。

右側のほうでは、安心して求職活動ができるように、住宅費を支給する住居確保給付金、それから就労に向けて日常の生活からサポート、訓練の、就労準備支援事業、それから家計改善支援事業など、個々の状況に応じての支援を用意してございます。

それから次のページでございます。コロナの影響による制度改正の対応を載せてございます。急拡大しました令和2年には特例措置が設けられまして、緊急的な支援を行ってきたというところがございます。令和5年からは、臨時的な、緊急的な対応というところのいい部分は残しつつ、機能強化を図っているというところがございます。

もう1枚おめくりください。こちらが「中野くらしサポート」での相談件数の推移でございます。令和2年には、こちらでは社会活動が制限されたということによる影響が非常に大きかったところがございます。令和元年度、延べ1,188件の相談件数が、令和2年度は5,200件あまりとなったことから明らかでございました。大半の方が家賃の支払いに困窮しての相談でございました。

それから次のページをご覧ください。こちらでは、住居確保給付金の決定件数、金額を載せてございます。こちら令和2年度が飛躍的に伸びたというところが見て取れるというところがございます。

またおめくりいただきまして、こちらは自立相談支援事業で就労あるいは増収した方の数でございます。こちらは上向き、回復傾向にあるといったところがございます。

それからこの資料の最後のページになります。現状課題といたしまして、令和4年度で各種の貸付や自立支援金などが終了して、その後の対応を丁寧に行っていかなければならないといったところがございます。今後は制度の基本である相談支援を丁寧に行いながら、お1人お1人の状況に応じて支援の充実を図っていきたいというふうに考えております。

この資料につきましての説明は以上でございます。

続きまして、追加資料でお手元にお配りしております「生活保護のてびき」、それからもう1つ、生活保護制度のポスターでございます。こちらはいずれも区のホームページで公開しておりまして、こちらの「てびき」のほうは、相談にお見えになった方に生活保護について説明する際に用いているものでございます。

開いていただくと、右側のほうでは「保護のしくみ」とありまして、最低生活費と収入や資産との関係、それからその左側のページでは、生活保護では世帯というものが基本になるということ、それから扶養照会や医療の扱いなどを記載してございます。内容については後ほどお読み取りいただければと思います。

それから、コロナの後の生活保護の状況でございます。まだ4年度の数字は速報値でございますけれども、令和2年度には、元年度から比べて2割以上開始する方が増えました。ただ、その後3年度、4年度と少し元に戻った感じになっておりまして、4年度につきましてもそれが横ばいといった感じで推移しているといった状況でございます。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

## ○和気部会長

ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。どうぞ、丸山委員。

## ○丸山委員

区民応募の丸山です。よろしくお願いいたします。

質問なのですけれども、グラフの質問で、相談件数の推移というグラフがあるんですけれども、2ページ目の裏側ですね。こちら、グラフをパッと見たときに令和2年度にコロナの状況ですごく件数が増えたというのが見て取れるんですけれども、27年度からを見ていったときに、例えば27年

度、28年度、こちらの件数が362件から772件へ合計相談件数が増えているということで、そこから少しずつ件数が増えているんですけども、これは要因としては、例えば27年に自立支援法が施行されたとか、そういうことがあって、より認知されて相談件数が増えたのか、それとも日頃からそういった何か取り組みやアナウンスなどによって量的に増えていったと、どのような取り組み等をされていたのでしょうか。

○葉山生活援護課長

この生活困窮者自立支援の制度が、今、委員のおっしゃられたとおり、平成27年からスタートしたものでございます。こちらにつきまして、やはり周知を私どものほうでも図っておりますけれども、社会全体の中で、こういうものがあるんだということが少しずつ定着していった結果、少しずつ件数として伸びていったのではないかなというふうに分析しております。

○和気部会長

よろしいですか。

○丸山委員

大丈夫です。ありがとうございます。

○和気部会長

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、白岩委員。

○白岩委員

自立支援制度からちょっと外れるのかもしれませんが、2年度とか、大幅に生活保護の申請が増えたりとかなさったときとか、生活保護の場合は受付担当の方と実際地域担当は別だと思うんですけど、どちらの職員さんがどれくらい増えたとか。テレビにも出るぐらい中野区は大変やられているとは思いますが、私たち介護保険のサービスの事業所連絡会ですから、現場のケアプランとか、家庭の相談の段階でケースワーカーさんと接することが多い職業なんですけれども、やっぱりなかなかお忙しくて、というような印象が非常に強いので、すごく忙しかったときはちゃんと人が増えていたのかなとか、それとも、前のまま大変な思いで過ごしていらっしまったのかなというのが分かればと思うんですが。

○葉山生活援護課長

実際の話で申し上げますと、ケースワーカーとか、相談の部分についてはそれほど変わらなかったです。逆にこちらの、例えば住居確保給付金なども、非常に申請が伸びたところへの対応のところ、人を割かざるを得なかったというところが一番の要因ではございます。

○白岩委員

同じところで、よりこっち、窓口のほうに行かれたりとか、割いたということですか。

○葉山生活援護課長

はい。そうやって対応させていただいたというところがございます。

○白岩委員

ありがとうございます。

○和気部会長

そのほか、いかがでしょうか。奈良委員。

○奈良委員

この「概要」というところのページでお伺いしたいんですけれども、左側のところで「包括的な相談支援」というところ、この「自立相談支援事業」は分かるんですけれども、下のほうに「アウトリーチ等の充実」と書いてあるんですけれども、これはどういったことを意味しているのか、ご説明いただけますでしょうか。

○葉山生活援護課長

こちらも自立相談支援事業の中の話でございます。例えば住居確保給付金であると、大家さんに直接払ったりということもあって、大家さんのほうでもそういう状態にある方ということもご存じの場合が多いです。それから、そういった大家さんから、「ちょっとこの人心配なんじゃないの」とかという情報が入ったり、あるいは親御さんのほうから、「ちょっと心配なんだ」という情報が入ったりする場合がございます。そういったときに、自立、「中野くらしサポート」といいますけれども、その相談支援のほうでアプローチするといった場合がございますので、そういった意味でございます。

○奈良委員

年間どれぐらいあるんですか。

○葉山生活援護課長

今、具体的な数字は持ち合わせていないんですけれども、そんなにしょっちゅうあるということはないと思います。

○奈良委員

分かりました。あともう1点お聞きしたいんですけれども、この「くらしサポート」のところ、感覚的で申し訳ないんですけれども、どちらかというとなら就労支援に軸足があって、家計再建支援という、こちらで「一体的に実施」というふうには書いてあるんですけれども、その辺のバランスというんですかね。セットというんですか、一体的に取り組むと、より効果が出ると思うんですけれども、それについては具体的にどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○葉山生活援護課長

家計に何か問題があるという方については、そういう事業もあるよということでご案内はさせていただきます。ただ、ご本人のほうで、その部分でなかなかご承諾を得ることができないというケースが多いというふうに聞いております。

○奈良委員

ありがとうございます。あともう1点だけ。今回のこととちょっと外れてしまうかもしれないんですけど、この「子ども支援」というのが体系の中にあるんですけれども、これはしいの木塾ということだと思えるんですけれども、中学生は高校受験というのを目標にしているので、学力向上というか、一定のレベルにいくということは分かるんですけれども、小学生のほうが、この「子ども教育部」のほうに移ってから、どちらかというとなら家庭学習の支援とか、子どもの居場所とかいう目的よりも、学力向上のほうに今、政策目的が変わってきている、そんなようなイメージを持っているんですけれども、その辺も今後もう少し考えていただくことが必要なのかなと思っているの、これは今日、ご担当がいらっしゃらないので、意見として言わせていただきたいと思います。

○和気部会長

何かリプライは、区側からは特にないですか。

### ○葉山生活援護課長

今、委員がおっしゃられたとおり、これは子どもの施策の中で総合的に拡充なり改善なりを図っていくものでございますので、そういったご意見があったということは所管のほうに伝えていきたいと思っております。

### ○和気部会長

ありがとうございます。そのほか。

### ○稲葉委員

私からは質問というよりコメントになりますけれども、先ほど課長から、第2のセーフティネット、第3のセーフティネットという話がありましたけれども、こちらも区民に周知していくということが非常に重要だと思っております。

とりわけ第3のセーフティネット、最後のセーフティネットと言われる生活保護については、私自身「つくろい東京ファンド」という団体に生活困窮者の支援をしております、この中野区内にも路上生活者、約10名ほどいらっしゃるんですけれども、その方々に声をかけて歩くという活動も行っておりますし、中野区民の方で、おひとり暮らしの高齢者の方などで家賃が払えなくて困っているというような相談を受けて、一緒に役所の窓口まで相談に行くというような活動も行っています。

ただ、そこでも、私たち民間の支援者が生活保護の申請をお勧めしても、「スティグマ」というふうに言われますけれど、やっぱり負の意識といいますか、マイナスのイメージを持って、制度に対するマイナスイメージを持っていたから、相談に踏み切れないという方がたくさんいらっしゃるということで、国のほうでも2020年から厚生労働省が特設ページをつくって「生活保護の申請は国民の権利です」というPRを始めてくださっています。

各自治体でも、行って、こうしたPRを始められるところが増えてはいるんですけれども、実は東京ではこの中野区のポスターが第1号でして、去年の春、去年の3月に第一弾のポスターをつくられて、今年3月にまたこの第2弾のポスターをつくられて、区内に貼り出しをされたというふうに伺っております。また、区の公式LINEでも同じメッセージを区民へ発信されたり、あと、私どもも協力させていただいている社協さんのフードパントリーでも、生活相談ブースに来られて、一緒に困っている方の相談に乗るといったような対応もされていますので、ぜひそうしたところを続けていただければというふうに思っております。

宣伝になりますけれど、私に関わっている「つくろい東京ファンド」の活動のほうで、今度ありますので、ぜひお越しいただければということと、『週刊朝日』の記事が、これは和田静香さんというライターの方が沼袋のまちをテーマに書かれたエッセイなんですけれども、その中で私たちの活動が、普段どういった地域の方々と連携しているかというような様子も書かれていますので、ご参考にいただければというふうに思います。

後半は宣伝になりましたけれども、よろしく申し上げます。

### ○和気部会長

どうもありがとうございました。民間の活動が非常に活発に行われているということで、非常に心強い。どうぞ、宮澤委員。

### ○宮澤委員

生活困窮者自立支援制度ということで、こういう窓口で直接自分で行ける方がいいと思うんです。そうでなくて、やはりヤングケアラーとか、そういうことで困窮度合いがかなり、本当に大変とか、そういった方で、例えば体を壊しているとか、そういう場合の窓口へのつなぎ方とか、そう

いったのはどういう感じで。何か、例えば、すこやかからの情報だったりとか、何かそういうつながりみたいなので情報収集を独自にされていたりとかするのでしょうか。

#### ○葉山生活援護課長

現在でも、地域の区民活動センターであったりすこやかから情報が入ってきたり、あるいは子どものところから、あるいは高齢者のところから、連携して、情報をいただいて動くような場合もございますので、区の中でそこはうまくやっていかなければいけないという部分だと考えております。

#### ○宮澤委員

よろしくお願いします。

#### ○和気部会長

今の稲葉さんの団体のほうを経由して来るという方もございますよね。民間団体から。

#### ○葉山生活援護課長

民間の団体の方から情報をいただいてという場合もございます。

#### ○和気部会長

民生委員さんから来るということもありますよね。

#### ○荒岡委員

ございます。私たちも、社協さんの「あんしんサポート」と「くらしサポート」がごっちゃになったりして、それを分けて、「こういう支援を受けられますよ」というご説明はいたします。

#### ○稲葉委員

社協の何でも相談という、私たちも連携させていただいて。

#### ○和気部会長

いろいろなところからつなげるようにはなっているけれども、しかし、その最初につながるができないという人が多分まだまだ。そこに、知ってはいるけれども利用したくないという、利用できないというか、そういうスティグマの問題もあって、もう少し広報活動といいますか、そういうスティグマを排除して、皆さんで、地域で支えられるような、そういう啓発活動というのも、もう少し強化していく必要がある。このコロナでいろいろ状況が変わったという面もあるかと思うんですけれども、根強いスティグマもありますので、それを取り除く努力というのは、区をはじめ全員がしていかなければいけないのかなと思いました。

でも中野区はこういうものに積極的に取り組んでくださっているということで、そこはちょっとひと安心ですね。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、ほかの議題も盛りだくさんですので、次に進ませていただきます。

議題の2「『地域共生社会』の実現に向けた区の取り組み」で「LGBTQ+関係」について、区のほうからご説明をお願いいたします。

#### ○国分ユニバーサルデザイン推進担当課長

中野区企画部のユニバーサルデザイン推進担当課長の国分と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、「『地域共生社会』の実現に向けた取り組みについてLGBTQ+(性的少数者)関

係」の資料でご説明させていただきます。この資料では主に3点、「LGBTQ+をめぐる動向」と、それから2点目、「中野区の取り組み」と、3点目で「今後の検討事項」という形でご説明をさせていただきます。

それでは資料をおめくりいただきまして、1番の「LGBTQ+をめぐる動向」でございます。「パートナーシップ制度の広がり」といたしまして、初めに、平成27、2015年に、渋谷区、世田谷区で全国初のパートナーシップ宣誓制度が導入されたことが始まりとなっております。中野区でも23区では割と早いほうで、2018年に、23区では3番目としてこのパートナーシップ宣誓制度を始めました。その後様々な自治体で導入が進み、今年度の4月現在で278自治体が導入、人口カバー率は68%と言われております。

こちらの人口カバー率というのは、例えば東京都内の、区でやっていない区があったとしても、広域自治体の東京都が始めれば東京都民全員が対象になりますので、東京都民は100%ということになりまして、日本全体で言うと今68%と言われております。

それから「パワハラ防止法」では、2020年の6月の中で、相手の性的指向や性自認に関する侮辱的発言、こちらは「SOGIハラ」と言ったりしますが、それから、性的指向・性自認などを本人の了承を得ずに暴露すること、こちらは「アウティング」と言いますが、こういったものがパワハラであると、こういったものが明確化されました。

それから2022年11月には東京都がパートナーシップ制度を開始いたしまして、各都内の自治体は東京都と連携協定を結んでおりまして、各自治体の受領証を提示することで、東京都のパートナーシップ宣誓制度が提供するサービスが利用可能ということになります。中野区でパートナーシップ宣誓制度の宣誓をしなくても、東京都のほうの制度でやっていれば東京都も中野区もどちらもサービスが利用できると、そういったことになっております。東京都のほうは5月31日時点で746組あったというふうに聞いてございます。

それから最後が「LGBT理解増進法」、2023年6月に成立、施行されまして、正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」と言いますが、こちらは国や自治体、学校、企業などに対して理解増進の施策を求める法律となっております。

自治体の役割としましては、国民の理解の増進に関する施策の策定であったり、実施、こういったものが努力義務となっていたり、知識の普及だとか相談体制の整備というのも自治体の役割として、努力義務として規定されております。

続いて資料をおめくりいただきまして、2-1の、中野区の取り組みでございます。中野区では、昨年4月に「人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」というものを施行いたしまして、全ての人は、性別、性自認、性的指向、国籍、人種、民族、文化、年齢、世代、障害、その他これらの複合的な要因による差別を受けることなく、活躍できる、安心して暮らせる社会を、まちを実現することを目的とした理念条例を策定いたしました。

昨年は条例ができた年ということもありましたので、区民・事業者への条例周知を目的として下記事業を実施いたしました。一番左がシンポジウムを開催したときのチラシになりますが、明治大学のほうでシンポジウムを開催したり、それから、条例周知用のリーフレットの作成、真ん中のものですね。こちらをつくったりだとか、一番右は条例の周知用の動画というものを作成いたしました。こちらはそれぞれ15秒ぐらいの動画で、4本あるんですけども、中野区のホームページだとか、中野区の公式YouTubeで随時アップしているほか、昨年度は、中野坂上の交差点に大きな画面があるんですけども、あちらで流してもらったりだとか、あとブロードウェイの入り口のサインページ、あちらでも流したりだとか、そういったことで周知啓発を図っております。

続いて資料をおめくりいただきまして、2-2の中野区に関する取り組みの続きでございます。中野区のパートナーシップ制度は、先ほどご説明したとおり、2018年の8月から開始しております。また、2022年の11月には、東京都が開始したことに伴って制度を拡充したりだとか、そういったことで見直しも図っております。

宣誓件数としては、令和5年度の、こちらは5月末時点の数字でございますが、5月末で132件申請がございました。宣誓された方には、こちらの右側にあるように受領証・小型版と、大型版のA4のサイズの証明書、受領証をお渡ししているような状況です。

続いておめくりいただきまして、2-2、今年4月からの拡充内容になります。東京都が開始したことに伴って、東京都と要件を合わせるような形で幾つか拡充をしております。例えば性的マイノリティの要件として、昨年度までは「パートナーの双方が性的マイノリティであること」が要件だったんですけれども、こちらを一部緩和して、「いずれか一方または双方が性的マイノリティであること」であったりだとか、区内の居住要件、双方とも中野区在住を要件にしていたんですけれども、今年4月からは「いずれか一方または双方が中野区在住」、それから「在勤」「在学」の方も対象としたといったことをやっております。

あと、子の名前の記載ということで、お子様の名前を受領証の特記事項に記載できるようにいたしまして、ファミリーシップなんていうのもやっている区があったりするんですけども、そういったものに近い形で、このような制度も始めているところでございます。

資料のほうをおめくりいただきまして、2-3でございます。周知だとか啓発の関係で、左側は、「性的マイノリティ区民講座」というものを毎年やっております、2022年度はSNS等で活躍するゲイカップルの方を講師として呼びいたしまして、基礎知識だとか考え方をお話しいただいたというところでございます。

右側は「中野にじいろ対面・電話相談」といまして、毎月第3火曜日に区役所で実施している相談事業でございます。今年からは区役所以外の対面相談、電話相談ができるように整備したりだとかして、利用しやすいように制度の見直しも図っているところでございます。

次が最後の資料になります。3番の「今後の検討事項」でございます。1つが、「区民及び事業者への啓発活動強化」としまして、ある民間団体による調査ではLGBTQは人口の8%から10%前後はいるというふうに言われてございます。これを中野区の人口で当てはめると約2万6,000人から3万3,000人となり、かなりの人数になることが分かります。中野区が実施した意識調査で、LGBTQの認知度ですね、「意味を知っている」という方の割合は74.3%、それから「聞いたことはあるが意味は知らない」という方は12.7%という形で、認知度は大分高くなってきていると思われま。ただ、LGBTQへの理解促進はまだまだ必要というふうに考えておりまして、今以上に啓発活動に力を入れていく必要があると、そんなふうに考えてございます。

それから2つ目が、「パートナーシップ宣誓制度の活用範囲拡大」といたしまして、区の事業だとかサービスのうちで、婚姻関係でしか利用できないサービスがまだまだありまして、パートナーシップ宣誓者が利用できるサービスは限られているというのが現状としてございます。こうした、利用できるサービスを今、増やしていく必要があるのかなというふうに捉えております。

参考までに、利用できるサービスとして、区営住宅だとか福祉住宅とか、こういったものはパートナーシップの方々でも申込みができるようになったりだとか、犯罪被害者を対象とした事業などもパートナーシップの方も対象となっております。

それから都のほうの利用できるサービスとしてはやはり住宅関係が多くて、都営住宅の申込みだとか、犯罪被害者を対象とした事業。それから、他区の事例だと、一番初めに開始した世田谷区などが結構進んで取り組んでいるんですけども、災害見舞金の支給をパートナーでも受けられるようにしたりだとか、災害弔慰金の支給を、本来は婚姻関係にある者だけが対象なのをパートナーにも拡大したとか、こうしたことを始めてございます。

まだ区、都ともに利用できるサービスは少ない現状なので、各自治体と連携しながら、どんなことが拡大できるかを検討しながらやっていきたいと思っております。

資料についての説明は以上となります。よろしく願いいたします。

## ○和気部会長

どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問、ご意見。はい、どうぞ。

#### ○保田委員

ありがとうございます。ハンドブックみたいなものをつくられる予定はあるのかという、お尋ねしたいんですけども。例えばほかの区などでも、区役所の職員さん向けのガイドブックみたいな、窓口訪問者に対してどういう声のかけ方をするかみたいなことから、トイレの利用の案内方法まで、いろいろなありそうな問題をまとめたハンドブックをつくるという動きもあると聞いているんですけども、そういった職員あるいは区内の事業者向けとか、そういった方に宛てたハンドブックをつくと、1つ、区の姿勢というのがはっきり分かるかなというのと。

あとは、せっかく様々な区民講座ですとかシンポジウムとか、あるいはというところで、いろんなところにいろんな貴重な情報が集まって、あると思うので、それを一本化した、これを見れば区として提供している情報、全部分かりますよみたいなものがあると、何を見たらいいのか迷う方にとっての道しるべになるのかなと思って。という意見です。よろしくお願いします。

#### ○国分ユニバーサルデザイン推進担当課長

ハンドブックみたいなものはつくってなくて、委員おっしゃるとおり、そういったものがあれば、区の情報の一元化ではないですけども、それを見れば分かるということにつながりますので、今後、検討していきたいと思っています。

先ほどのLGBT理解増進法で、今後、国が基本計画をつくったりだとか、指針をつくったりとかということで自治体に提供される予定なので、そんなのも参考にしながら、どんなことができるか検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

#### ○和気部会長

そのほか。黒木さん。

#### ○黒木委員

次世代育成委員の黒木と申します。私は児童相談所の里親担当の方とよくお話をするんですけど、そこでは本当に、里親の数がすごく足りないということで、講演なども今度、鷺宮のほうでもまた2回目を行うんですが、例えば養子縁組とかよく聞くと思うんですけど、そういうところとの、私が知らないだけかもしれないんですけど、そういう方たちへの、そういうお子さんをというこの制度とかはあるのでしょうか。

#### ○国分ユニバーサルデザイン推進担当課長

養子縁組の制度については、私どものところの所管だと分からないところがあるんですけども、そういった制度はあるかと思えます。関係部署にお伝えできればと思います。

#### ○稲葉委員

先ほどの生活困窮者の支援数に関わる話なんですけれども、私たちのところにもLGBTQで生活に困窮されて、住まいを失った方からの相談を受けることもありまして、そうした方々のお話を伺っていると、やはり住まいの確保にハードルがあるという話をよく伺います。先ほど、パートナーシップ宣誓制度を利用することで、都営住宅とか福祉住宅に入居可能になるというような話がありましたけれども、民間の賃貸住宅でなかなか同性のカップルの方々が部屋を借りられなかったりとか、……の方が借りられなかったりというお話をよく聞きます。最近ではLGBTフレンドリーをうたっている不動産業者も増えてはきておりますけれども、民間の賃貸住宅へのアクセスという点での何か動きはありますでしょうか。

### ○国分ユニバーサルデザイン推進担当課長

中野区でパートナーシップ宣誓制度を始めたときに、不動産業界に対して、「こういったことを始めましたのでぜひ理解をお願いします」ということでお願いしたことがございます。ただ、それ以来、継続的にお願いして普及啓発をしているかという点、そうでもない事情もございまして、昨年東京都が始めたこともありますので、より広域的に周知とか啓発もできるなというふうに考えていますので、東京都と連携しながら、普及啓発といった取り組みを進めていきたいなと思っています。

### ○和気部会長

ありがとうございます。地域包括ケア会議、前回のその前ぐらいだったと思うんですけども、その話題が出たときに、不動産関係を代表している委員の方がいらっしゃいますけれども、そのときは発言を、私もきちっとできなかったんですけども、すごくネガティブなご意見を言っていましたですね。その方自身は多分悪いと思っていなくて、だからこそ言っているんだと思うんですけども、同性の方が2人で部屋を借りに来たら、なんか怪しいと思えみたいな、そんなような雰囲気のことをおっしゃっていて、明らかにちょっと正しい理解がされていないということが、その発言から分かったということが、そんなに昔のことではなく、今年だったか去年だったかちょっと忘れちゃったけど、というのが、多分民間の、しかも年齢の高い方はそういう偏見といいますか、多分、持っている方が少なくないんだろうなというふうに思いましたので、ぜひ区のほうからも積極的に、こういう国の法律もできましたので、ぜひその辺をきちんと啓発していただきたいというふうに思います。

まだまだ高齢者とか障害者とか、母子の方も借りられないという、昔からある問題もまだあるのですけれども、新たにこういうニーズも明確になっていますので、ぜひ積極的に啓発していただきたいと思います。

### ○宮澤委員

今の、先生のおっしゃられた、啓発ですよ。障害に関しても、例えば小学校4年生、5年生あたりで、授業の中でいろいろな障害についての学習を盛り込んでほしいですという願いをずっとしてきているんですけども、それこそやっぱりご高齢の方のほうがいろいろ理解できないというか、そういう感じだと思うのです。若い方は比較的にもう、「いろんな人がいるよね」みたいな見方を結構されているので、やっぱり学校のほうでも、LGBTに限らず、そういったことも授業で取り上げていくようなふうにしていただきたいと思いますなと思いますけれども、そういった話は何か聞いていらっしゃいますか。学校関係とかで。

### ○国分ユニバーサルデザイン推進担当課長

学校では、性の多様性に関することということで、取り組んでいるというふうに聞いております。

今おっしゃったとおり、結構若い方とか、割と理解が進んでいるという状況があって、当事者の方とかからもお話を聞くと、中野区は大学も近いので、学生への啓発とかは結構できているけれども、高齢者に対してのアプローチが弱いなというご意見もいただいています、介護現場に対して何かやってくれないとか。

介護現場も、始めたときは一度ご説明して、理解、啓発を図っているところなんですけれども、そういった高齢者に対してのアプローチとかもやっていかなければいけないというふうに認識しております。

### ○宮澤委員

よろしくをお願いします。

### ○和気部会長

ありがとうございます。白岩委員、どうですか。

### ○白岩委員

パートナーシップ制度を受けるにあたって受けられるサービスというのが書いてあって、受けられないものが私にはちょっと分からないので、例えば今度、新しい庁舎になることによって、建物的に配慮される場所があるのかとか。それは多分、区民だけではない、もしかしたら職員さん向けかもしれないかもしれませんが、お手洗いに入りやすいとか、男女別もあれば、どちらが入ってもいいようなものをつくるとか、何か新しい工夫とかあるのでしょうか。

### ○国分ユニバーサルデザイン推進担当課長

トイレで言うと、一応、バリアフリートイレの個数がすごく増えるというふうに聞いてございます。各階にできるということなので、大分数は増えるかなというところがあります。

それ以外の、男女共同のトイレとか、いろいろ世間でも騒がれているところがありますので、そういったところまでは踏み込めてはいないのですけれども、バリアフリートイレはすごく増えるというふうには聞いております。

### ○和気部会長

質問ですけれども、この区の相談会ですか、にじいろ相談は、区役所以外でもというお話がありましたけれども、区役所ではやりにくいとか、来にくいとか、そういうご要望があったのですか。

### ○国分ユニバーサルデザイン推進担当課長

実際に来にくいとか相談しづらいという意見があったわけではないのですけれども、件数があまり伸びていないとか、少ないという状況です。昨年度1年間の実績で7人の方からご相談があって、その前も4人とかで、今年度はまだゼロという状況で、もうちょっと使いやすくしたほうがいいのではないかとということで、内部で検討して、今までは第3火曜日午後6時から8時というところを指定してやっていたんですけれども、もしかしたらそれだと来づらい方がいるのではないかとということで、もともと事業者へ委託をしていたので、その事業者の事業所でも相談ができるようになったりとか、あと、電話で事業所の方がお1人30分までという形で電話を受けられるようにしたりとか、そういうことを今年度から始めているという形です。

### ○和気部会長

分かりました。ありがとうございます。どうぞ。

### ○奈良委員

最後のページでお伺いしたいんですけれども、制度の活用範囲の拡大というところで、区の事業のうち、サービスはまだ限られている、今後増やしていく必要があると書いてあるんですけれども、制度ができてから、制度が2018年にできているので5年余りになるわけですけども、少なくとも区の事業でなぜ拡大できないのか、その辺について、その理由をお伺いしたいのです。

### ○国分ユニバーサルデザイン推進担当課長

なかなか条例で規定しているものであったりとか、あと、法律に基づいて準則みたいな形で条例ができていないものについてはなかなか変えるのが難しいということがあります。ただ、世田谷とか進んでいる区なんかは、法律に基づいて条例はこうしなければいけないんだけれども、それとは別に要綱をつくって、別の制度といいますか、そういった形でパートナーシップを対象にしているなんていう例も最近になって出てきたので、そういったことができるんだというふうに認識をしています。

各所管に働きかけが必要かと認識しています。

ただ、実際にニーズとしてこの手続ができるようにしてほしいとかいただいたことはほとんどなく、何の手続をどこまでやるのかというのを考えていかなければいけないところがあって、なかなか進んでいないというのが実情です。

#### ○奈良委員

法律に書いてあることは、それはしようがないと思うんですけども、条例は変えられると思うんです。区の条例は、ですからそれは積極的に変えるべきではないかなと思います。

あと、ニーズというお話ですけども、ニーズがあるからやるのではなくて、これは制度として、あくまでもそういう理念を広げていくということが目的なのではないかと思うんですけども。そういう考え方をあまねく全体に浸透させていくということが必要なのではないかと思います。

#### ○国分ユニバーサルデザイン推進担当課長

確かにおっしゃるとおりなので、こういったことをやってほしいからやるのではなくて、そういった人権条例も昨年4月からつくって、積極的に普及啓発を進めていかなければいけない区でもあると思います。パートナーシップを始めたのも23区で3番目と結構早い時期から始めたので、ほかの区が、お手本になるとまでは言えないかもしれませんが、積極的にやっていきたいと思っています。

#### ○和気部会長

よろしくお願ひいたします。この条例はLGBTQだけではなく、国籍とか、それから文化とか、世代とか、障害とか、そういうところにまで幅広く及んで多様性を尊重するということが盛り込まれていますので、ぜひ、とりわけこのLGBTQの問題はなかなか遅れている領域でもありますので、ぜひ積極的に条例の改正なども視野に取り組んでいただければと思います。そのほかは。

#### ○荒岡委員

民生委員の荒岡です。にじいろ相談のことについてお伺ひしたいんです。さっき若い人のほうが、理解があるという、学校の授業等でも、理解をしようということは進んでいると言いましたが、もししたら自分が当事者ではないかと悩んでいる中高生って多分、多いのではないかなと思うんです。

この相談を見ると、右上に「子どもが自分の性別で悩んでいるみたい」という例がありますけど、多分お子さんって、親にはまず言えないと思って。「そこに相談窓口があるよ」というこの周知を中高生向けにうまくやっていただけないかなと思いました。以上です。

#### ○国分ユニバーサルデザイン推進担当課長

小学生、中学生にも届くような広報とか周知を考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

#### ○稲葉委員

先ほどの住まいの話ですけども、所管が住宅課のほうになるかと思いますが、国土交通省で住宅セーフティネット制度が進んでいまして、高齢者の方とか障害者の方とか、お部屋を借りにくい方への居住支援を進めていくということで、中野区でも居住支援協議会をつくられて、民間の不動産事業者と……つくられていらっしゃいますので、ぜひそこでも住宅課と連携していただいて、LGBTQの方の住宅確保についても、していただければというふうに思っています。

#### ○国分ユニバーサルデザイン推進担当課長

ありがとうございます。検討させていただきます。

○和気部会長

稲葉委員はそちらの委員にもなって。ではないですか。

○稲葉委員

委員ではないです。参加はさせていただいています。

○和気部会長

あまりそういう話題は出たことはないんですか、そちらでは。

○稲葉委員

これまでは、やはり高齢者及び障害者の方の。

○和気部会長

が中心。居住支援協議会のほうにもぜひ情報を提供していただいて、共有していただければと思います。

そのほか、よろしかったでしょうか。

ありがとうございます。それでは次に進めさせていただきます。

議題の3。続いて「犯罪被害者等の支援」についてです。お願いします。

○中谷福祉推進課長

資料3のほうをご覧ください。「犯罪被害者等の支援」について、私のほうから説明させていただきます。

まず2ページ目をご覧ください。「犯罪被害者等の支援をめぐる動向」ですけれども、まず平成17年の4月に犯罪被害者等基本法が施行されておりまして、犯罪被害者等の支援が社会全体の責務ということは明記をされているところです。

これを受けまして、中野区では、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進して、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために、平成20年4月から相談窓口を開設したところがございます。

さらに、平成23年6月からは、具体的な支援メニューとして、犯罪被害者等に家事援助などを無料で提供するという「犯罪被害者等緊急生活サポート事業」というものを開始しています。日常生活が困難となっている被害者への支援を実施していているということでございます。

少し間があいて、令和2年には、犯罪被害者支援条例を中野区として制定をしまして、犯罪被害者等の支援に対する区の基本理念を明らかにするとともに、新たな支援事業を開始することで、区の取り組みをさらに充実していくというところがございます。

具体的な中野区の取り組みの内容なんですけれども、3ページ目と4ページ目にまたがって2ページに記載しております。まず相談支援なんですけど、専任の相談支援員を配置しています。会計年度任用職員、非常勤の職員になりますが、保健師1名と、それから常勤の保健師1名の2名を配置しているところです。犯罪被害者などからの相談に応じて、必要な情報提供だったり関係機関との連携、裁判所や病院等への付き添いの支援といったことを、非常にきめ細やかに、被害者の要望に応じて幅広い支援を行っているところでございます。

経済的な支援としましては、犯罪被害で亡くなられた方のご遺族や、治療に1カ月以上を要する怪我や病気、重傷な病気を負われた方に、支援金を支給する仕組みがあります。遺族支援金としては30万円、遺族子育て支援金としては30万円に18歳以下のお子さんの人数をかけた金額、重傷病支援金としては10万円となっています。

日常生活支援としましては、犯罪被害に遭ったことで家事や介護、育児が困難になった方のご自宅に、ヘルパーですね、家事などを援助する協力員を無料で派遣するという事業を行っています。令和2年度から、新たに配食サービスも開始をしているというところです。

次に、精神的被害回復への支援といたしまして、犯罪被害で精神的な被害を受けた場合に、回復のためのカウンセリングの費用を、一部助成をしています。カウンセリング1回につき上限が5,000円で、10回までとしています。

また、法律問題解決への支援としましては、犯罪被害で生じる法律問題について、弁護士費用の一部を助成しています。法律相談1回につき上限5,000円で、3回までとしています。また、刑事裁判に被害者参加する場合や、法テラスの民事法律扶助制度を利用した場合の弁護士費用を助成しています。裁判員裁判に参加する場合は上限が20万円、裁判員裁判を除く刑事裁判に参加する場合は10万円が上限、法テラスの民事法律扶助制度を利用した場合には20万円が上限としています。

居住支援としまして、犯罪被害のために今までの住居に居住することが困難になった場合の転居等の費用を助成する仕組みがあります。一時居住または転居に係る経費として、20万円を上限としているところです。

このほか、犯罪被害者に対する正しい理解と二次被害防止の観点から、広く区民の方を対象として、講演会やパネル展示、警察署と合同の相談会等の普及啓発事業を行っているところです。

こういった取り組み、制度としてはあるんですけれども、令和2年度に条例を制定してかなり取り組みを拡充してきたところなんですけど、ここ数年間の実績を見ると、決して多いものではありません。

まず相談支援なんですけれども、これは長く続いているのですが、令和元年度から3年度までの3年間を集計したデータを載せているんですけれども、ざっくり見ていただくと、新規相談者数は大体30名弱、毎年あるような感じで、相談者の実人数は、継続の方もいらっしゃるのので、30数名となっています。1人当たり、やはり複数回、長期的に支援することになるので、相談の延べ件数としては400件程度となっています。

被害類型別の相談延べ件数は、ちょっとばらつきがありますけれども、自分が令和4年度から来ているんですけれども、傾向としては、傷害とか性犯罪が最近多かったなというふうに思っています。あとやはり、殺人事件とかあった令和2年度とか3年度のときには、そちらのほうは手厚く支援が必要になっているので件数が多いと。なければ、そのほかは少ないというような状況が見受けられるかなと思います。

経済的支援、居住支援に関しては、昨年度は割とぼつぼつと、遺族支援金1件、遺族子育て支援金2件、重傷病支援金2件、転居等費用助成1件と、少しずつ実績があったんですけれども、令和3年度と2年度は重傷病支援金がそれぞれ3件と1件といった利用にとどまっています。

それから、日常生活支援、緊急生活サポート事業と配食サービスの実績も、各年度、あるかないかという、あっても数件、1件か2件という形で、利用される方は数回利用されるので、令和4年度は割と多くて2名の方、家事援助も27回、それから令和2年度は配食のサービスを32回使った方がいらっしゃるというような感じで、細々とした利用となっています。

実績はそのような感じなんですけれども、実際ニーズというか、そもそも中野区で犯罪被害者はどのぐらいいらっしゃるんだろうかというところが、見るところなので、次のページで、7枚目のスライドのところで、刑法犯として警察のほうで認知している件数のほうを拾ってみました。

平成29年から令和3年の実績なんですけれども、殺人、強盗、放火、強制性交といった凶悪犯の件数は、大体十数件で推移していると。毎年そのぐらいはあると、中野区内においてもということです。それから、暴行、傷害、脅迫、恐喝といった粗暴犯に関しては、だんだん減ってきてはいますけれども、でも百数十件、令和3年でも150件あるといった状況です。それから窃盗、空き巣やひったくり、万引きなどはかなり桁が違って、千数百件あったところが、大分減ってきたところで、

令和3年でも883件もあったというところなんです。その他も含めて合計で見ると、大体2,000件ないし、令和3年は1,800件まで減ってきていますけれども、大体2,000件ぐらいは中野区内において毎年犯罪が起きているといったような状況になります。

支援が必要な方がどのくらいいるかというのはあるんですけども、少なくとも凶悪犯と粗暴犯を足して200弱ぐらいの件数があるのに対して、毎年の新規相談に見える方は30名弱ぐらいだったので、まだ支援が必要だけれども支援につながっていない方もいるんじゃないかなというのは、ちょっと仮説として持っているところです。

最後に今後の課題のところなんですけれども、3点挙げてみました。

1点目は、「相談支援体制の安定した維持継続」です。犯罪被害者等の相談支援は本当にすごく難しく、来た方はかなりダメージを負って窓口ないし電話口に来られますので、どうやって対応するかって、すごく難しいですね。非常に高度なスキルが要求される仕事です。研修を受講すればすぐにできるような仕事ではなくて、豊富な実務経験を通じて毎年習得していくものです。

ですが、専門の相談員2名体制ということで、会計年度の職員、非常勤の職員が1名と、常勤の保健師1名という体制で、一子相伝みたいな状況で、どうやって安定して職員のスキルレベルを維持継続していくことができるのかなというのが困難な課題だと感じています。今のところは優秀なとか、経験豊富な職員頼みでなんとかなっているんですけども、非常に属人的になってしまいがちなので、そこにただ頼りきるのではなくて、組織的にどう対応していくかということが大きな課題になっています。

個人的には、本当は市区町村というレベルでやるべき業務量では、もしかしたらないのではないかなという気はしています。特別区の中での連携であったり、東京都とか、もう少し広域的にやらないと、そうやってスケールメリットが立たないと、なかなか安定した体制を維持するのは正直難易度が非常に高いのかなと。それがゆえに各市区町村の実際の取り組みは遅れているのかなと。中野区はかなり積極的に進んでいるほうではあるんですけども、そういう壁というか、困難な壁にぶつかっているというところなんです。

2点目が「支援が必要な人を、必要な支援につなぐための普及・啓発」。先ほどもちょっとお話ししましたけれども、令和4年度の調査の結果では、犯罪被害者やその家族に対する相談窓口を知っているという方は32.9%という割合でした。先ほどご紹介した刑法犯の認知件数と、それから相談支援の実績を比較したところからも、支援が必要な被害者の方が潜在的にまだまだ数多く存在している可能性があるのかなと思っています。支援が必要な人に適切な支援が届けられるように、ちゃんと犯罪被害者等支援制度の周知であったり、普及・啓発を行っていくとともに、また今度、実績が上がってくるとそれに対応できる体制も必要になるので、体制の整備が必要というふうに考えています。

最後に「理解促進のための普及・啓発事業の工夫」というところなんですけれども、犯罪被害者に対する正しい理解と二次被害防止の観点から、広く区民の方を対象に、講演会やパネル展示、警察署と合同の相談会など様々な活動を行っているところではあるんですが、なかなかやっぱりコンテンツ的に、参加者が広く数多く参加してもらえる事業ではなくて、悲しいことに令和元年が54人、令和2年は中止で、令和3年が93人、令和4年は27人という参加者でした。

やっぱり普及・啓発の効果をもっと高めていくためには、より多くの方に参加していただくことが非常に大事なかなと思っています、そのためのなにかしらの工夫が必要かななんて思っています。特に、集客力の高いイベントと合同開催するとかいったことも、お祭りと一緒に併せてやるとか、なにがしかちょっと発想を変えてやらないといけないかなと。

この間、区の後援の事業ではあるんですけども、そのセントラルパークサウスか、何かの建物でイベントがあったんですけども、交通事故でバリスタの若い方が亡くなられて、そのご遺族の方とかお友達の方とか、コーヒーの、カフェのイベントと併せて、交通事故で亡くなられた方の苦しみであったりとか、交通事故の防止みたいな観点で合わせ技のイベントをやったんですけど、コーヒーってすごく魅力的なので、おいしいコーヒーが飲めるので、かなり多く、そういうような方が

お集まりになられた。集まってもらえれば、そこで初めて犯罪被害者のこととか知って、興味関心がなくてもそこで知るといふ啓発につながるということがあったので、そうした集客力と言うとあれですが、人を集められるような事業実施の工夫が必要なのかなというふうにすごく感じました。

ざっとお話ししましたが、私からの説明は以上です。

#### ○和気部会長

ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見、ございませんでしょうか。どうぞ。

#### ○保田委員

ありがとうございます。2点ほどお話しできればと思うんですけど、1点目、先ほどにいろいろ相談の話を聞いて思ったんですけど、外部の、例えば犯罪被害者自助団体のような団体に委託して、例えば相談に一部乗ってもらう。もちろん専門の保健師さんによる専門的な相談というのはまた違うような気もするんですけど、そういう、アウトソーシングと言うとちょっと語弊があるかもしれないんですけど、そういった方策も考えられるのかなと、印象として思った次第というのと。

あと、この啓発と普及について思ったんですけど、例えば被害者の方がまず行くのは恐らく警察だと思うんですけど、例えば警察のほうに中野区さんのほうから、こういう制度があるので、こういう被害者の方が来たらご周知のほどよろしく願いますみたいな、そういうこともできるのかなと思って、そのあたり、どのような感じになっているのかお伺いできれば幸いです。

#### ○中谷福祉推進課長

被害者団体との連携みたいな、協力とか、アウトソーシングのお話だったんですけど、やっぱりそういった団体の方はいらっしゃるの、今までの実績というか、やってきたこととしては、講演会の講師をやっていただいているとか、パネル展示に協力していただいたりとか、事業の面での協力を一緒にやってきた面があると思います。

相談支援体制みたいなのは、今まで発想としてはなかったんですけど、ピアカウンセリング的なというか、当事者としてのというのはあるかなと。同じような犯罪の体験という意味で。だから、誰でもというわけではないのですけれども、交通事故であれば交通事故のとか、性被害であれば性被害のとかというふうに、同じような悩みとか、体験を持った方の助言とか、相談によるアドバイスみたいなのは、もしかしたら検討の余地があるかなというふうに思いました。

それから警察との連携なんですけれども、当然、犯罪被害者なので、一番最初に被害者が相談というか、つながるのは警察であることが多いとは思いますが、一応、警察とも連携はしていて、そういう対象の方がいけばご案内いただくことになっているのですけれども、本当にちゃんと伝えてくれているのかなということがあります。

どうも警察の中でも、犯罪被害者の支援を担当する部署と、実際に逮捕したりする部署とが違っていて、その意識の温度差みたいな。刑事さんと、犯罪被害者支援をする人たちで温度差はかなりあるように聞いています。むしろ、実は二次被害というか、特に性犯罪の被害者に対する警察の対応で、よっぽどその被害者が傷ついてしまうとか。警察って、被害者と加害者をあまり区別しないんですよね。だから、加害者とかを深夜まで拘束するのと同じように、被害者に夜中の2時ぐらいまで聞き取り捜査をしたりとか、あり得ないと私自身は思うんですけど、そういう面もあったりして。

連携も大事ですし、あと、あまりこれはまだできていないですけど、警察に対するもうちょっと意識というか、高めるような理解の促進とかをもっと働きかけないといけないのかなと思っています。

#### ○和気部会長

ありがとうございました。被害者、当事者団体の方の相談機能というのは、多分、区の職員の方とはまた違う、先ほどおっしゃったようなピアカウンセリング的な部分というのもあると思うので、特に人材が足りないということであれば、ぜひ積極的にご検討いただくのと、あと、やっぱり警察の方への意識改革というか。

よく、中野区でしたかね、警察とかで来ますよね、包括。ちょっと違和感があるというか、ちょっと違うレベルを感じるときがありますよね。多分、全然考えていることが違うのかもしれないので、ぜひその辺の啓発というか。いろいろなレベルの方がいらっしゃると思うんですけども。まずパンフレットとかつくって、それを渡してもらおう。あまり余計なことは言わないで、とりあえずここに連絡してねと。多分、警察も犯人を捕まえることで精いっぱいなのかもしれないので、そういうほっとするようなパンフレット。そこに相談先とか、「1人で抱え込まないで」みたいなメッセージを載せたもので、適切な方につないでいただくのが、まずは一番いいのかなと思ったりします。

やっぱり男性の方は、そういうイメージが強いですし、ちょっと細かいところまで、多分そういう教育を受けていらっしゃるような気がしますので、パンフレットみたいなのをぜひつくっていただくと、啓発より早いかもしれないです。どうぞ。

### ○保田委員

3ページの経済的支援について、こちらホームページで拝見したんですけど、遺族支援金等は申請期限が2年間ぐらいと決まっているような気がして。例えば性犯罪で、なかなか2年でそこまで制度を調べて申請するというのは、場合によっては難しい方もいらっしゃるだろうと思うので、ここは要綱で決まっているのかちょっと分からないんですけど、柔軟な対応というのがあってもいいのかなと思った次第です。以上です。

### ○中谷福祉推進課長

条例事項だったか、要綱事項だったか、すみません、頭に入っていないくて。2年間で、遺族とか重傷病ということなので、そういう意味では、割と2年以内に申請できないという人はまだそんなに想定していないところはあるんですけども、過ぎてしまったからただできませんではなくて、何か事情があったときに対応できるように、もう少し緩和できないかというところは、検討していきたいと思います。

### ○荒岡委員

先ほど警察でのパンフレットを配っていただくという話もあったんですけど、例えば、精神的被害を受けたら自分で心療内科とか精神科とか行きますよね。そういうときに、カウンセリング1回5,000円出たらとても助かると思うんです。だから、「こういうのがあるよ」というのは、お医者さんからは紹介していただけるんでしょうか。鬱とかだと、「自立の支援がありますよ」「障害課行ってみなさい」とか、ご紹介を受けるという話は聞いているんですけど。それから、無料法律相談とか法テラスを使った場合、区のほうに言えば「こういうのがあるんだよ」という、そちらからも言っていただければ。

実際、私もこの仕組み全然知らなくて。私の周りだと、ご高齢の方で特殊詐欺被害に遭ってしまった方を何人か知っているんですが、その方たちも、ご自分で言ってくださらない限り、被害に遭っているとは知らないし、警察がこう言った、ああ言ったという話は聞くんですけど、やっぱり自分がすごい被害に遭ってしまったということで悩まれている、こういうふうにかウンセリングとすぐにつなげると、私、知らなかったので、ここもつなげていきたいなと思いました。

### ○中谷福祉推進課長

確かに精神科の病院とかクリニックとか、法テラスとか、具体的に連携して、情報を共有してご案内いただくようなところまでは多分踏み込んでいなかったと思うので、検討していきたいと思

ます。ありがとうございます。

#### ○白岩委員

説明があったのかもしれませんが、5ページの上の相談支援の、令和2年度の性犯罪の相談はゼロなんですけど、これは延べ件数なので、もともとの、7ページでも、凶悪犯が令和2年はすごく少ないので、なかったのかなとは思いますが、令和3年度とか令和元年の、もともと相談者数の中の性犯罪数というのは、どれぐらいというのは分からないですよ。やっぱりいたから、延べが上がるのでしょうか。2年の特徴というのがあるのかな。

#### ○中谷福祉推進課長

そうですね。ゼロというのはちょっと極端で、「あれ？」という感じは正直するんですけど、たまたまなのか。確かに、もともと、延べなので、実人数で言うとそんなにものすごく多いわけではないので、たまたまゼロだったのかもしれないんですけど、正直、本当に、私が来てここ1年ちょっとの間からすると、ゼロって何だろうと。あとは、コロナ禍、一番あれだった時期かもしれないので、相談に来なかったのかなという感はややあります。

#### ○和気部会長

実際にコロナ禍では、暴力とかそういうのは非常に増えていたという、一方で、そういうデータはあるけれど、区役所の相談には行けなかったということはあったのかもしれないですね。

#### ○白岩委員

パートナーから逃れられない密感があったかもしれない。

#### ○和気部会長

あとは、国の制度では、SNS、LINEとかで相談してもいいことになっていますけれども、区のほうの相談体制がどうだったかというのはどうですか。この被害者支援の、性犯罪に限らないかもしれませんが、基本、区役所に来て相談しなければいけない。

#### ○中谷福祉推進課長

電話とかでも大丈夫です。

#### ○和気部会長

電話でも。ただ、電話は本当、家庭内の暴力の場合は、なかなかできないということになっていて。

#### ○中谷福祉推進課長

そうですね。そう言われてみると。メールでも何でも、特に手法を限定しているわけではないんですけど、確かにチャット形式、LINEでという、先ほど先生がおっしゃっていただいたようなことは確かにまだできていないので、より相談しやすい手法も少し検討の余地があるのかなというふうに、伺っていて思いました。

#### ○松山委員

これまでの全てに共通する話として、相談しづらいテーマであるという側面があると思います。チャットやLINEなどは、ぜひ取り組んで欲しいというのが1つです。

また、資料5ページで、相談者数に対して、相談件数が多いというのは、相談に応じてくださる方を心のよりどころとして、同じ方が何回も相談されることなどの事情があると思います。経済的

な支援もさることながら、このような精神的な支援は非常に大切で、このことは、LGBTQへの取組みであっても、生活困窮者への取組みであっても、すべて共通する話です。

ホームページの活用は当然のこととして、パソコンはないけどスマホだったら何とか操作できる人の数は増えていますので、区役所に足を運ばなくても、とにかく、いろいろな形で対応できる(相談者が相談先にたどり着ける)方法を幅広く検討していただきたいと思います。

### ○中谷福祉推進課長

ありがとうございます。ぜひ検討させていただきたいと思います。

### ○和気部会長

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

引き続きましては、「再犯防止等関係」、お願いいたします。

### ○池内区民活動推進担当課長

区民活動推進担当課長の池内です。よろしく願いいたします。

私のほうからは、「『地域共生社会』の実現に向けた区の取組みについて」ということで、資料4で、「(再犯防止等関係)」というふうにございます。先ほどありました被害に遭われた方と逆で、今度は犯罪を犯した方というところのカテゴリーで、計画のほうを進めさせていただいております。

まず1枚目ですけれども、法の整備、計画の関係で言うと、こちらは再犯防止等の推進に関する法律というところに基づきまして、国が定めたものに関し、地方自治体のほうが計画を策定する努力義務を課すということで、中野区のほうも区の取組みとしまして、再犯防止計画ということで、令和2年の5月に「再犯防止計画」を策定してございます。

まだ、ただ、令和6年度まで、今、計画を進行させている状態でございまして、また後ほど、計画の内容に沿って実施した内容もまたご報告させていただきます。

「再犯防止推進計画」と、また似たじゃないですけども、「地域包括ケア総合アクションプラン」ということで、そちらも平成29年、それから令和4年3月というところで策定をしてございます。こちら、今、生きづらさを抱える方というようなカテゴリーで、再犯の防止ということで、犯罪を犯した方というところの支援についても書かせていただいております。

予定としましては、東京都のほうは今、「第二次再犯防止推進計画」を策定中でございまして、またそちらと連携して、それからそちらの計画にまた基づきまして、中野区のほうも「第二次再犯防止推進計画」のほうを、令和7年度から令和11年度というところで策定を計画しているところでございます。

次おめくりいただきまして、再犯の傾向としまして、先ほどお話があった凶悪犯だったり、暴行だったりということで、傷害の犯罪だったりということと、窃盗が多いというふうにありましたけれども、同じようにこちらにも窃盗、傷害、暴行というところで、再犯率が高い犯罪になってございます。

こちらが、東京都の表がございますけれども、再犯率というのは上昇傾向にございます。また、下の表を見ていただくと、こちら、新たなデータなんですけれども、警察署の逮捕された方というところで、再犯率のほうをかけさせていただいている令和3年につきましては、再犯の数は減少傾向にございますけれども、初犯数が減少傾向にあるというところにございまして、再犯率ということが、53.1%ということはかなり上がってきているというところでございます。

やはりその内容的にも、犯罪としては、窃盗、傷害、それから薬物ですね、そちらのほうの再犯ということが多くなっている傾向でございます。

(3)番の「再犯防止施策を進めるうえで検討すべき課題」としましては、やはり、犯罪をした方の中では、生きづらさを抱えるというところ、そこが立ち直りに多くの困難を抱える方がいらっしゃいます。生きづらさを抱える方が地域、社会で孤立することなく、必要な支援が得られる環境づくりを進めるということが、やはり私たちの施策の取り組むべきことでございまして、そういった方が立

ち直りに必要な支援を、行政、それから民間の協力者、事業者が連携して、一丸となって、息の長い取り組みを実施することということが求められてございます。

3ページ目ですけれども、「再犯防止に関する地域における連携」としましては、やはり就労、それから大事な住まいというところが挙げられていますけれども、やはり障害があったり、依存があったり、それから健康面というところ、貧困だったりというところでの、出所者という方はやはり複雑で、例えば仕事・住まいがなくて障害があったりとか、いろいろな方がいらっしゃいます。そういった問題も複雑、重層的な課題となつてございますが、やはりそれに合わせまして、私どもも横の連携としまして、支援体制としましては、先ほどもありました警察の方だったり、福祉関係、それから医療関係、教育関係、住宅関係など多くの機関の連携が必要であるというふうに考えております。そのネットワークをやはり構築してやっていくという仕組みというところを、重点的に取り組むべきことというふうに考えてございます。

また、実は、どの方が犯罪をした方かというのが区として把握できないんですね。把握しているのはやはり保護司さんで、保護司法、それから更生保護法に基づいて、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員という方なんですけれども、その方は直接その方に支援ができますけれども、そういった方が行政でも知ることができないというところでは、やはりどの方がどうで、どういう対応をしていいかというところは数に示せないところでもどかしいところではございますが、だとしたらどういうことができるかというところですよ。

そうすると、保護司さんがやはり、更生任務を終了して、地域で自立をする、地域の社会に馴染むようにしていただくというところになると、バトンタッチ、こちらの地域のほうになるというところですね。その保護司さんとやはり地域の連携というところが最も大事なかなというふうに考えてございます。

なお、その保護司さんの状況ですけれども、こちら3ページ目の真ん中にございますが、令和2年度86名、それから、ほぼ横ばいでございますけれども、やはり新しい担い手というところがなかなかいらっしゃらないというところでは、保護司さんも次の後継者を探すというところもまた必要になっておりまして、行政としてもそういった適格な方をご紹介できればというふうには考えてございます。

また、(4)ですけれども、「令和2年度から令和6年度の重点取り組み」としましては、先ほどお話ししました再犯防止推進計画、それから中野区地域包括ケア総合アクションプランに基づきまして、以下、①から④までというところでは、やはり「地域で安定した生活を営む」、こちらに対しては、就労だったり、住宅の確保。それから「誰もが安心して」というところは、犯罪を犯した方だけに限らず、地域の方皆さんと一緒にすこやかに暮らせるようにというところでは、いろいろなサービスの展開が必要になっております。また、③番では「すべての子どもたちが」というところも、こちらも犯罪をした、非行をした方、それから地域で暮らすお子さんたちというところも大事です。④番では、「支援を必要とする人を孤立させることなく」というところでは、民間の協力者の活動の促進だったり、広報、啓発活動の推進を行うというところを重点に考えてございます。

こちら下の図は、皆さんおなじみかなと思うんですけれども、地域包括ケア総合アクションプランの地域包括ケア体制のイメージ図にございます。ちょっと見づらいですけども、その右下のところですね、「地域の見守り支えあい」だったりというところに、「保護司」というところに入ってございまして、次、バージョンが変わるときには、「更生保護女性会」というところもこちらに入っているところでございます。

裏面でございますが、令和2年から3年の取り組みとしましては、保護司会主催事業の支援、それから区民対象のシンポジウムの開催、それから区職員の研修等で、広く更生保護活動の理解促進ということを重点としてまいりました。

昨年度ですけれども、やはりそこからステップアップというところでは、地域における様々な支援団体と保護司をつなげて支援のネットワークの基盤をつくるということを進めました。

こちら、①にございますのは、保護司の主催事業への支援ということで、社明運動ということで、

今、7月、ちょうど強化月間ということでやってございますけれども、そちらの支援、それから作文コンテストだったり、ホームページで、街頭でということで、広報を行ってございます。

また、保護司さんとの顔の見える関係ということで、区の職員と定例的な総会、それからいろいろな会議体に、こちらのほうも出席させていただいて、情報交換をさせていただいております。

②ですけれども、「保護司と地域の関係者及び区の職員の連携」という、こちらは昨年度初めて行ったんですけれども、「すこやか地域ケア会議」ということで、こちら、包括ケアに基づきまして、右側、5ページ目に「すこやか地域ケア会議」とございまして、すこやか福祉センターの圏域ごとに年3回、「すこやか地域ケア会議」ということで、あらゆる事例だったり、皆さん関係団体ということで、地域に密着している方々がいろいろな事例を取り上げて話し合っていて、そこは顔の見える関係を構築するというのが大前提になってございます。そこに、まずは保護司さんもオブザーバーということで参加いただきました。状態を知っていただくということで、実際、参加された方が、「そういう方がいらっしゃるのね」とか、「顔の見える関係がすごく構築された」というふうに伺っております。

また、再犯防止の支援者研修会、こちらも新たに昨年度行いましたけれども、また「すこやか地域ケア会議」とは別として、保護司を中心とした活動の事例、それから、居住支援協議会に属する団体さん、それから矯正協会とか、あと、地域支えあい推進部の職員と情報交換をして、参加された保護司さんからは、やはり顔の見える関係は大事、それから、ご自分たちの活動を広く周知できた、直接支援をする方とつながった、ということでは好評を得まして、また今年度も継続してやっていくというふうに検討してございます。

また、③番ですけれども、「区職員に向けた更生保護活動」ということで、「再犯防止推進への理解促進」では、こちらは東京都の派遣講師を、研修ということで、グループワークで、職員間で研修を行いました。こちら参加者数34人ということで、企画部の職員だったりとか福祉部だけでなく、様々な職員が参加して、更生活動が必要だということ、再犯防止が必要だということを学んだ次第でございます。

こちら引き続き、今年度も取り組む予定ですが、やはり令和5年度以降の取り組みとしましては、地域における様々な支援団体、それから保護司さんのネットワークの強化をしていきたいなと思っていて、じゃあ何をするかというと、やはり障害のある方の特性だったりとか、あとは高齢者の特性、お子さんの特性、それぞれの属性ごとの犯罪の特性とか、あとは傾向、それを研究して、関連機関と、また深堀りをして検討していきたいなというふうに考えてございます。

やはり障害のある方だったりとすることは、福祉の理解が必要なので、福祉の部分を中心。それから高齢の方に関しては、認知の低下に伴って、やはり繰り返してしまうということも、特に万引きとかっていうところもかなり多いというふうに伺っております。

あとは、そういった取り組みも含めまして、新たにこちら、「令和5年度以降の取り組み」としまして、④ですけれども、「属性ごとの」ということで支援内容を検討するというのを今年度はやっていきたいなというふうに考えております。

また、先ほどお話ししました「保護司と地域の関係者及び区の連携促進」としまして、ちょっと戻るんですけれども、②のところで星印がついています、「すこやか地域ケア会議」には正式に参加ということで、今年度から決定しました。それから、すこやかの「地域包括ケア推進会議」ですね、その母体のほうの会議体ですが、下のほうに「※2」ということで注釈を書かせていただいておりますけれども、全区を所管している、年に3回行う会議体になってございます。そちらのほうにも保護司の方が参加していただいて、全体でどういった地域包括ケアの体制を組んでいるかというところの会議体にも参加いただくというふうに決定いたしまして、実際に先日、行われたところでございます。

ざっくりですけれども、こういった取り組み、支援の輪を広げる、保護司を通じた支援というところを強調していきたいなというふうに考えています。

説明は以上です。

## ○和気部会長

ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、質問やご意見がありましたらお願いいたします。どうぞ。

## ○白岩委員

福祉とかのお仕事をさせていただいて、保護司さんにお目にかかることはあるんですけど、実際じゃあどういうお仕事をしているかというのが全然分からないまま、顔は分かってるところがあるので、事例と、研究をされるとかというところがあったので、その後出てくるのかもしれないんですけど、再犯を下げたいというところであれば、再犯が起きなかった好事例みたいなのをいっぱい目にすると、こういうところだったら役立つのかな、地域とでも、というところ。お仕事がうまくいけばよかったよ、なのか、どういうところにつながったら安心したよ、とかというところが少しでも分かるとお役に立てるのかなと思ったんですけど。もしかしたらそれが地域の方の不安をおおるといふことあるのかどうかというのが私にはちょっと分からないんですけど、やっぱりもうちょっと情報があると、一般人に落ちてくると思うのですが。

## ○和気部会長

私、学生がこの研究をしたことがあって、いろいろ情報を入手していたんですけども、なかなか、障害、特に高齢の方の場合、帰住先がそもそもないというところがあり、地域定着支援センターという国の制度ができて、いわゆる矯正施設、刑務所から出所するところから、あるいはその前から支援しなければいけないということになってはいるんですけども、なかなか地域の受け入れ体制が、今おっしゃったようなところがあって、まず住むところが見つからない、受け入れていただけない。

介護保険の対象者になっていけばケアマネさんとかは一応つながるんですけども、グレーゾーンにあると、誰も助けてくれる人がいなくて、それがまた再犯につながってしまうということで、高齢者の場合は10円万引きしても、もう、すぐ実刑になってしまうという、何回も繰り返しているの。皆さん刑務所のほうが過ごしやすいと。やっぱりそこは人がいて、ケアしてくれて、気遣ってくれる人もいるし、もちろん衣食住も困らないしということで、もうすぐに帰ってきてしまうという現状があります。

あと、依存、薬物とかそういう感じについては、やはりそういう専門的な団体がサポートしなければいけないので、そういうところにつなげるような支援を展開しなければいけないんですけども、定着支援センターが都道府県に1カ所しかないということ。東京で1カ所というところで、到底追いきれないというところで、支援センターの方も永遠に支援することはできないわけで、結局地域の方に引き継いでいかなければいけないけれど、引き継ぎがそういう形でできなくて、また再犯して戻ってきて、刑務所の高齢化が一層進んで介護施設のようになっているところも少なくない。認知が進行しているということももちろんあるでしょうし。

という状況で、地域でどのように支えられるかというところで、サロン活動とか、なかなか閉鎖的というか、今までの仲間の中に知らない人が入ってくるのは難しかったり、包括支援センターもなかなか難しかったりして、救護施設とかそういうところもなかなか難しいと言われちゃうところもあったりして、帰住先の確保と、そこから続く地域での支援、誰がどういうふうにするのかというところから難しくて。

この保護司さんという方は、一応地域におけるそういう更生保護のお仕事をしてくださる方で、今まであまり聞いたこともなく、お付き合いもなかったんですけど、もうちょっと前面に出てきていただいて、多分、少年犯罪とかがもともと専門だったと思いますけど、今は少年犯罪よりは引きこもりとかそっちのほうが重要で。だから、保護司さんもいろいろ取り組みの質が変わってきているということで、地域の方と連携する体制ができたのは非常によかったなと思っています。

あと、稲葉さんのところでも、そういった、入所に至っている方、いらっしゃいますよね、きっと。好事例があると思います。

### ○稲葉委員

私たち、つくろい東京ファンドもそうですし、他のホームレス支援団体の話を聞いてもそうなんですけれども、私たちのホームレス支援団体に刑務所から手紙が来る。刑務所からのお手紙に返信をすればもう日常業務になっておまして。ですので、犯罪を犯してしまって刑務所にいて、いずれ出てくるんだけど、出た後の帰住先がないというので、「住むところがありますか」というような相談は結構あって、実際に保護司の方と連携して、住まいの確保をするというケースもあります。

なかなかやっぱりSNS時代になって難しくなっているなというふうに思うのが、デジタルタトゥーというふうに言われますけれども、犯罪を犯したときに、新聞、テレビ等で報じられますと、ネットにその記録が残って、本人の名前がネット上に残り続けると。刑期を終えて、罪を償って社会復帰しようというときに、ネット上に名前が出て、容疑者という形で名前が出ていると、部屋を借りるときに住まいが借りられない、審査で落とされてしまうとか、仕事を探すときにも、求人で、やっぱりネットで最近名前を検索することも多いので、それで落とされてしまうというので、社会的に排除されてしまう。そこからなかなか抜け出せなくて、最終的にまた再犯に至ってしまうという、やっぱり社会の状況的にも難しくなっているなというのを感じています。

### ○和気部会長

入り口支援というのと出口支援というのがあって、入り口というのは、例えば商店でまた万引きしてしまったみたいな、そういうことで、そのまま司法のところに入ると元の木阿弥になってしまうので、その近くのコンビニの方とか民生さんとか、それこそ連携して、認知症のためにそういうふうになってしまっているんだからという、そこは予防というか、その入り口のところで、法律の関係者の方々も含めて、そういうNPOが幾つかあります。その入り口から支援して。

中に入っているときも継続して支援していただいて、スムーズに外に出られるような体制づくりで、出口の支援と、継続的に支援していかないと、ぶつぶつ切れて、しかも入り口も出口も支援がない時代が長く続いていましたので、両面から支援していかねばいけないということに一応なっていますが、なかなか。例えば放火とか、性犯罪とか、犯罪の種類によっては本当に施設への入所も難しいということもあったりして、非常に難しくなるケースがありますが、一方で、そういう方でも民間の居住支援団体の方が粘り強く支えてくださって、長い間、再犯なく過ごされるという方もいらっしゃる好事例というのは何回か聞いたことはもちろんあります。

やっぱり人間関係の中で支えられて、悪いことはしてはいけないよとか、したら誰かが困るからやめようみたいなものがあるじゃないですか。そういうのが切れてしまったりしますので、そういうところ、社会全体でもやっぱり支えていくという基本的なスタンスを多くの人が共有することがまず必要なと思いますので、啓発活動みたいなものも必要になってくると思います。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

### ○保田委員

協力雇用主についてお伺いできればと思うんですけれども、先ほど副部会長もおっしゃっていた、要は働きたくても働けないという中で1つ解決の糸口になるのはそういった方、雇用主の存在かなと思うんですけれど、例えば5ページの「すこやか地域ケア会議」の構成団体の事業者という中に、そういった方、協力雇用主だったと思うんですけど、がいらっしゃるのかどうかとか。あるいはホームページ上で、中野区さんの再犯防止推進計画を拝見した限りだと、協力雇用主さんの情報提供をやりますみたいな記載はあったんですけど、実際にこの地域に根差した活動の中にそういった方がいらっしゃるのかどうかというのが気になって、お伺いできればと思います。

## ○池内区民活動推進担当課長

なかなか、すこやか地域ケア会議という、事業者さんというところが、どちらかというと、整体の方だったりとか、そういった、今現在はこちらかという高齢の方の支援というところに偏っているところがございます。なので、就労だったりというところの事業者とはちょっと視点は違うというところは、ご説明差し上げるんですけれども。

あとは、再犯防止計画にある就労支援ということで、事業者さんともいうところは、まだなかなか、やはり行き着けていないところがございます。まず地域での支援体制だったりというところで、やはり先ほど先生も言われた啓発活動だったりということも重要で。じゃあどういった啓発をするのが必要なのかという、先ほどお話があった好事例だったりとか、そういうところの事例の提示も必要かなというふうに思います。

なかなか保護司さんのほうも、自分の事例を言ってしまうと、個人情報でばれてしまうというところをすごく懸念されていて。実はすこやか地域ケア会議も初めはすごく反対されていたんです。自分の持っている対象者のことを言わなければいけないとか、みんなで共有しなければいけないとか、それはあり得ないということで、ずっと拒否されていたんですけれども、そういうのではなく、保護司さんがいろいろな福祉の方とつながることで、そちらにつなげていくというところを、保護司さんとみんながつながりましょうというお話で、やっとこちらに参加いただいたという、実は経緯がございます。

そういったところで、やっと包括ケアの体制的に入ってきたというのがここ数年かけてやっとできて、やっと一歩進んだというところで、次はじゃあ、保護司さんの活動というところ、支援者会議、支援者研修会をしたというふうに昨年度あるんですけれども、そこも保護司さんの、やはり言われたとおり、「どういうことをしているの?」というところが分からなかったのも、実際にやっている保護司さんと、区の職員だったり、あとは事業所の方だったりというところの、本当に支援に関わる人たちの中で、「実はこういうことをしているんですよ」という話もちよっとありまして、その中で、家にお茶飲みに来たりとかしている人もいたりとか、信頼関係を築いたのに結局裏切られてしまったとか、実際の本当のいろいろな話を伺って、保護司さんって大変だなというような話も、実は民生委員さんも参加いただいたりして、そういう話も聞いているところなので、次のステップですね。というところで、やはり、じゃあそういう方の就労、それから、居住支援協議会も実は私のほうも手がけたこともございまして、住宅関係の方に聞くとやはり、手放しで、その方を放られても困るところですね。その方が、継続した支援があって、そこにやはり支援者がいて、その方が窓口だったりなってくれたら大丈夫ですよという方もいらっしゃいます。

ただ、先ほどもお話しした、「この方が犯罪をした人です」という進め方はできないので、切り口的に難しく、稲葉先生だったり、直接刑務所から手紙が来たりということ、連絡が来ると思うんですけど、そういった、要は住宅関係のところがあるかといったら、多分今ないのかなというふうには思います。中野区には、江古田でしたか。敬和園がありまして、そこは男性に限っているんですけれども、やはり一時そこで、本当に特別に1カ月、2カ月の間だけそこで、就労に定着するまでということで暮らしているところもございまして、敬和園のところでは、地域での祭りとかいうところを更生保護女性会さんだったり企業が、いろいろ地域でなじむようにということで、地域の理解を今やっているというところなんです。

そういった支援を、側面的に私どももやらせていただいているので、次年度は、もうちょっと踏み込んだりということも、私どももやっていきたいなどは考えております。

## ○宮澤委員

この平成29年の区の取り組みの対象の部分のところ、区の方が何回か、福祉団体連合会の常任理事会のときにいろいろご説明というか、おいでいただいている、再犯防止ということで、障害がある人の中でも知的の障害がある方、それから精神の方が大体これに関わってきてしまうのかなというところのお話もされたのも、今、そういえばあのとき来ていろいろそういう話をしたなと思

ったんですけども、実際のところ、そういう方、高齢の認知が入った方と、もうあまり変わらない感じのところが多分あると思うんですね。

だから、私たち親の立場とかだと、やっぱり「悪いことは悪いよ」ということで、うやむやにしないで、そこでしっかり本人と一緒に確認しながらちゃんと進んでいくような、そういうことしかできないというか。分からないからやってしまうというのと、先ほどの、居心地がいいからまた入りたからというのと、またちょっとそこは違うところでもあるのかなと思うんですけど。そういう中にも多分、そこそこ、そんなに重くない方で、居心地がいいからといってまたやってしまう方もいるかもしれないんですけども、すごく難しい部分でもあり。

例えば障害が重い知的の方とかは、誰かしら介助者、家族であったり、一緒にいることが多いわけなので、まずそういうことにはならないんですけども、逆に軽くて1人で移動できてしまう人というのがそういうことになってしまう。やっぱりちょっと、作業所の行き帰りのところで万引きをしてしまったりとかというのもちよこちよこ耳に入ってきているので、それをしないように、する前に何か止めるようなことをしていかないといけないのかなというところもあるので。いろいろなところで情報の共有だったりとかで、本人を、はまってしまう前に何とかしてあげるといふ形に持っていくのが一番いいのかなというふうに思います。

## ○和気部会長

やっぱり地域の協力というのは不可欠というのと、特に問題なのは、親御さんのいない、ちょっと大きくなれば、高齢といえますか壮年といえますか、なおかつ地域とのつながりがいない方が、多分一番帰住先がなく、また、刑務所を出たときにそもそもお金もそんなにないでしょうし、仕事も見つからなければ、やっぱり生きていくためには何かしらそういうことになってしまうということもあるでしょうから、国のほうの制度も併せて考えていく必要があるかなと思います。

ちょっと時間が押してしまって申し訳ありません。あと2つ議題があったのですが、よろしいでしょうか、次に進めて。では、5と6を一緒にご説明お願いします。

## ○中谷福祉推進課長

私のほうからご説明を差し上げます。

まず資料の5のほうをご覧ください。成年後見制度の現状ですね。中野区の現状を、データを交えてご紹介したいと思います。

2枚目のスライドなんですけども、成年後見制度の利用者数としては、令和元年から令和3年を見ると、大体実態としては600件程度で横ばいというか、推移しているところです。

3ページ目のスライドにいていただくと、成年後見の申立件数なんですけれども、平成29年から令和3年まで各年ごとに百数十件から、令和元年はちょっとへこんでいますけれども、百数十件で推移しているというような状況です。

次にページめくっていただいて、その中で区長申立の件数です。親族申立とかが期待できないような、困難な事例ということになるかと思いますが、どのくらいあるかという、40件前後で推移しているような状況です。

5ページ目のスライドを見ていただくと、どんな方が成年後見人になっているかということとやっぱり専門職の方が多くて、弁護士や司法書士が断トツに多くて、次いで社会福祉士の専門職、あとは親族の後見人が多いのかなという状況です。

めくっていただいて6枚目のスライドなんですけれども、実際のところ中野区はどのくらい進んでいるのか遅れているのかって、他区や東京都、国との比較をしてみました。

単に人口に対する申立件数の割合順に特別区の間で並べてみたんですけども、特別区の中では4位に入っていて、東京都や国と比較をしても、全人口に対する申立件数の割合、右から2列目の列にあるんですけども、それで比較をしても、中野は0.041%で、国や東京都と比較をしても大きいということと、特別区の全体の合計の値から見ても大きいので、比較的自治体として

はやっているほうなのかなというふうに分析をしています。

とはいえ、というか、実際それで足りているのかどうなのかというところはあると思うので、次に意向調査の結果から見えてるところをご紹介しますと思います。

最初は高齢者調査で、基準日令和4年10月1日現在で、65歳以上の区民の方を対象とした調査で、中野区全域で3,000人の調査標本数に対して、回収率55.1%で1,652人のご回収があった調査です。調査期間は昨年11月から12月にかけてということ。

8枚目のスライドをご覧くださいと、成年後見制度の認知度を問う設問なんですが、「全くわからない」と「あまりよくわからない」を合わせた「わからない」という方が5割前半を占めているというような状況でした。

経年比較で見ても、残念なことに、「知っている」という方が年々減少しているという傾向が見受けられます。

10ページ目のスライドなんですけれども、成年後見制度の利用意向を問う調査で、「したくない」という方が8割半ばを占めているという悲しい状況で。

次のページを見ていただくと、理由としては「後見人でなくても家族がいるから」という方が8割ぐらいですね。確かに家族の支援、適切なサポートが受けられれば必ずしも成年後見制度ということはないのかなというふうにも受け止めているところではあります。

一方で、次にケアマネジャーの調査の結果があるんですけども、こちらは区内と隣接区の居宅介護支援事業所で区民のケアプランを10件以上扱っている事業所に所属するケアマネの方が対象で、対象となる地域は中野区と隣接区、調査標本数250人のところ、55.2%の回収率で138人の有効回収が得られたというものです。調査期間は先ほどと同様、昨年11月から12月にかけてです。

これで、13ページ目のスライドを見てほしいんですけども、成年後見制度が必要と思われるが使っていない方がどのくらいいるか。ちょっとこれ、調査結果の逆側を見ると「いない」が3割台半ばとなっているんですけど、逆に1名以上いるという方を足すと62.9%、63%。ケアマネから見ると成年後見が必要だと思われるのに、使っていない人がこれだけいるということなんですよね。ここはかなり課題というか、本当はつながるべき人がつながっていないということがあるのかなと思っています。

だから、14ページ目のスライドを見ていただくと、活用する上での課題として、「制度がわかりにくい」というのが4割台前半となっています。

それから、最後ちょっと飛んで16ページ目を見ていただきたいんですけども、参考の資料で載せたんですけど、高齢化率って伸びているような印象をお持ちかなと思うんですけども、実は65歳以上というところに着目すると、実はやや減少傾向にある。中野の場合ですね。「なんだ、減っているんだ」と意外に思うかもしれないんですけど、注意しなければいけないのは、65歳以上の人口で見ると確かにそうなんですけど、75歳以上で見ると、すごく増えているんですよ。なので、後期高齢者の数は増えている。65歳以上という分けはちょっと危険かなと思っています。

あと、最後のページ、飛んで一番最後のページを見ていただくと、中野区の現状として、高齢者のみ世帯と高齢者単身世帯の数は、令和3年度から5年度にかけて増え続けているんです。全体の、5年度はあれですけど、3から4にかけては総世帯数も減っているし、高齢者を含む世帯数としては横ばいしないし減っているんですけど、のみ世帯と単身が増えているので、非常に危惧されるというか。75歳以上の方は増えていて、65歳以上の方は若干減ってたりもするので、自分が業務上、高齢者の虐待の対応に関わることも多いんですけども、その肌感覚からしても、「8050」、次は「9060」みたいな話で、80代、90代で支援が必要な方が増えていて、それを支える5、60代の支援が、子どもたちとか親族のサポートが受けられていない人が結構いるなという感覚を持っています。だから、そこにまさに成年後見制度のニーズがあるのかもしれないというふうに受け止めています。

資料の5は以上で、ちょっと時間が厳しいんですけど、資料の6-1は成年後見制度の利用促進

計画の進捗状況についての資料なんですけれども、「○」「△」「×」の3段階で、それぞれの所管のほうで自己評価をした結果なんですけど、概ねほとんどが「○」で、一部「△」としたものが2つ。1つ目のものと3つ目のものは再掲になっているので、厳密に言うと2つです。2項目あったというもので。ちょっとご覧いただければと思います。

資料6-2の中でもご説明するので、その中で触れていきたいと思います。特に今後の課題のところでは一番検討しなきゃいけないところがあるかなと思うので、着目していただきたいところにマーカーを黄色い表示でしてみましたので、そこを中心に拾い読みというか、ご紹介していきたいなというふうに思っています。

まず、2ページ目の施策の1「発見・相談体制の充実と意思決定支援を円滑に行う仕組みづくり」の部分では、最初の「主な取り組み」の1つ目の「支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携体制の構築」についてなんですけども、令和4年度の取り組み状況としては、職員向けの研修会であったり、関係機関などの連携を強化するための協議会を設置して、開催してきたところです。今後の課題として、郵便局や商店街等、研修会や協議会に参加していない機関がありますので、そうしたところに対しても制度の利用について伝える機会をつくっていくことが課題となっています。

次の「認知症サポーターとの連携」につきましては、認知症サポーター養成講座や認知症サポートリーダー養成講座を実施してきたところなんですけども、今後の課題として、認知症サポーターやサポートリーダーの活用機会のコーディネートが必要と。それから認知症サポーターとの連携を図る体制をつくっていくことが必要とされています。

次の3ページ目、「区民にとってわかりやすい相談窓口の周知と中核機関との情報共有の仕組みづくり」ですけども、令和4年度には、中核機関設置記念事業や、区民向けの講演会、勉強会、職員向けの研修会など、様々やってきたところなんですけども、今後の課題として、区民の成年後見制度に対する認知度が上がるように、パンフレット等の見直しを行っていく必要があると考えています。

それから下から2行目なんですけど、「各種意思決定ガイドライン等を活用した支援の推進」ということで、こちらも昨年度、講演会などを実施してきたところなんですけども、今後、各種意思決定支援に係るガイドライン等を活用した学習会を実施するなど、意思決定支援・身上保護を円滑に行う支援を引き続き推進していくとしています。

それから最後の行、「多機関が参加する事例勉強会の実施」ということで、こちらは自己評価が「△」だった部分なんですけども、事例勉強会の開催まではできなかったと。ただ、ケアマネジャーによる勉強会に参加をして、多機関の参加者とともに検討を行った、としています。今後の課題として、支援検討会議で検討されたケースを中心に事例検討会を開催して、関係機関の実践力を高める取り組みを行うとしています。

4ページ目、施策の2「本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施」についてですけれども、真ん中の行、「申立書の作成支援」として、申立書の作成方法を助言したり、経費の助成や情報提供、また講座の実施などを行ってきましたが、今後、申立て講座を分かりやすい内容に見直していくことが必要としています。

また、次の「申立経費助成」につきましても、制度をより広く周知していくことが課題となっています。

5ページ目の一番上の行をご覧いただきたいんですが、「区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備」ということで、昨年度、区長申立件数が、高齢者が37件、精神障害者が3件、知的障害者が2件でした。今後の課題として、支援検討会議を活用して、区長申立てが必要な方への支援が適切に行えるよう、職員のスキルアップを図っていくこととしています。

それから次の表で、「地域福祉権利擁護事業等からの移行調整」ということなんですけども、こちらも自己評価が「△」だった部分です。地権事業の利用者について成年後見制度に移行されたケースがありましたが、成年後見制度が必要なケース全てが移行されるには至っていないということ

で「△」としています。今後の課題として、生活保護を受給している区民の成年後見制度への移行について検討していくとしています。また、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行についてマニュアルを作成することが課題となっています。

それから6ページ目ですけれども、こちらも下の2行ですね。「権利擁護を推進する地域連携ネットワークづくり」ということで、昨年度は相談会を実施したり、また情報交換会を実施してきたところなんですけれども、今後の課題として、地域の事業所や相談機関も参加できるネットワークの仕組みを検討することとしています。

それから次の行で、中核機関を4月に設置して運営を始めたり、連携強化のための協議会を設置してきたところですが、協議会には活発な協議となるような議題や運営方法等の工夫が必要と書いています。

それから7ページ目の一番上の行で、「後見人を含めたチームの編成支援」についてなんですけれども、こちらにつきましては、昨年度は、支援検討会議で検討されたケースについて、後見人等選任後にチーム編成支援を実施したところですが、今後はそうしたケースについてモニタリングを取り組むことが課題となっています。

8ページ目は一番下の行ですね、「後見人等報酬助成」について、今後の課題として、専門職の団体や福祉関係者に対してより広くPRを行っていくことが必要と考えています。

それから次のページ目の一番上のところですね。「市民後見人の育成・活用」ということで、養成講習を実施しました。昨年度7名が参加していただきまして、21名のメンバーに対してフォローアップ研修や事例検討会を実施したところですが、今後の課題として、市民後見人の受任数を拡大できるように、区や関係機関と連携しつつ検討していくこととしています。

それから「法人後見実施団体に対する支援の検討」として、今後、法人後見支援に関する情報を積極的に収集して、区の実態に合った支援の検討を進めることとしています。

10ページ目の上の2つです。「普及啓発の工夫」として、今後、オンラインの活用等、新型コロナウイルスの影響への対応も必要としています。

それから「知的障害者、精神障害者の家族に対する普及啓発」ということで、今後の課題としては、障害者に関わる支援者や関係機関に対して、制度についても見識を広げる取り組みが必要としています。

最後に11ページ目の一番上の行です。「支援者や専門職を対象とした研修会の実施」ということで、区職員を対象として周知をしたり、福祉関係者と専門職の後見人との情報交換会を実施してきたところですが、今後は地域の支援者等に対象を広げて実施することを検討する必要があるとしています。

最後、一番最後の行で、「住居の確保に不安がある方の居住支援を行うための取り組みとの連携」についてですが、昨年度、居住支援協議会等と連携をして、パンフレット、ホームページ、セミナー等によって普及啓発に取り組んできたところですが、今後、支援協議会等と連携をして、普及啓発をさらに推進していくとしています。

## ○和気部会長

ちょっと時間が延びてしまっていますが、議題の5と6に関して、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。白岩委員。

## ○白岩委員

成年後見制度を勧めるということは、「あなたはもう判断能力が落ちていますよ」ということなので、なかなか、やんわり言うと伝わりにくいというものもあると思うんですけど、今、高齢者の認知症の方が増えていて、相談も、銀行だとか、いろいろなお金をおろす、生活の根本的なところで問題があって、つながった人は何とかいくんですけど、なかなか後見制度までにはつながらないと思うんですけど、これもやっぱり教育から、生き方として、お金をどうするんだということも考えていくとい

うところも、やっぱり今からでも押さえておかないといけないでしょうと思います。

あと、ケアマネジャーが3割、4割、5割ぐらい、どなたかいるよというところと言うと、実はそこでは、ケアマネジャーが動くということは介護サービスが入っているので、「名前書いてくださいね」と言ったら「そうですね」と書けるというのが、本当は善意で成り立って、すごくそのためにいいし、認知症があったとしてもその方を尊重する意味では、ほぼほぼ多分いい人ばかりだから何とかなっているんですけど、本当はそこをやっていいのかどうかというところは、グレーだと思ってやってくれるといいんですけど、分からずやってしまっているところも大半あるので、その理解促進はもちろん大事だと思います。

そうすると、成年後見制度の前の地域権利擁護事業、社協さんがやっている、ところにやっぱりつながっていると次にいきやすいんですけど、その契約にはいろいろ、ご本人も理解するというハードルがあるので、その段階から広がる場所はつながりやすい。

あと成年後見を、PRを、「成年後見、成年後見」ではなくて、やはり困ってきたらどうするか。ひとり暮らしの人の賢い生き方講座ではないですけれど、そういうところから入らないと、皆さん、聞いても入らないですよね。と思います。

### ○和気部会長

ありがとうございます。どうぞ。

### ○丸山委員

私、自分の仕事なんですけれども、昨年、2022年度に法務省より仕事を委託されまして、任意後見制度のほうの意識調査の仕事をいただきまして、その際にすごく皆様、委任者も、受任者もそうなんですけれども、まず、そもそもの認知度が低いというところプラス、実際に制度を利用してみようと思った人も、すごく理解されていないというところがあるので、まずは入り口として制度のことを知っていただくのもそうですし、その後継続といいますか、せっかく制度を使ってくれたと思ったのに、全く分かっていないという方も非常に多く、問合せがすごく多いのと、ただの意識調査なので、アンケートだったりするんですけども、得体の知らないものが届いたということで、警察の方に持って行かれた方も、警察からの問合せも多かったですし、受任者の方も委任者の方も、「自分はこんな制度申し込んでいない、知らない」という問合せも非常に多かったんです。

そういったところで、やはりもうちょっと制度の認知度を広げると、継続利用していきたいという方に対しても、何かしらそういったお知らせだったり、年に1回でも、「あなた、制度を利用されませんか」みたいな、そういうのがあったりすると違うのかなと思ったりもしました。

### ○和気部会長

多分、アンケートの中でも、制度が分かりづらい、制度が利用しづらいというのはもう7割ぐらいあったので、そこが多分、一般市民の方も分かっていないし、ましてやちょっと認知度が下がってきた方はますます分からないと思うので、それこそ好事例とか、テレビとか、そういうもうちょっと一般的な分かりやすい事例などで、こんなに賢くお金を守って自分の生活を守れるんだよということを分かりやすく説明するということですかね、まずは。

もうある程度認知、なかなか、私たちでも分かりづらいし、なんかお金をとられてしまうみたいな、誤解をしている人が多分すごく多いから、そこから変えていかなければいけないんだろうなど。

### ○白岩委員

やっぱり入り口支援で、その前の支援がないと、今、困っている人、いっぱいいますよね。

### ○和気部会長

本当に元気なうちからですね。今、ACPとかそういう教育も、もっと元気なときからやらなくては

いけないとなっていますので、それに併せて、もう60歳ぐらいになったらみんなそれを受けたいな、ちょっと、そんなのを。

「区からお知らせが来ます」みたいなのがあってもいいかもしれないですね。

ありがとうございます。どうぞ。最も体験のある。

### ○松山委員

私も立場上いっぱいあるのですけれども、時間がないようなので、1点だけ。14ページの、制度が分かりにくいという調査結果について、これ自体は残念な結果であるものの、ある意味すごくありがたい指摘ともいえます。何が分かりにくいのか、何が使いにくいのかという点を、1個1個確認していくことで、そこへのアプローチができる。もちろん、この確認をするだけで終わってはいけない。そういった指摘を手がかりにすることはとても重要であるということで、そういうところから改善が始まっていくのではないかと感じます。

いきなり成年後見制度を全部丸ごとお伝えしようとしても伝わらないと思います。それを必要とされる方が、何を求めているのか、どこを分からないと感じているのかという点を掘り下げていくことで、伝え方や伝える内容の手がかりになるものが見えてくるのではないかなと思います。とりあえず、それだけ申し上げておきます。

### ○和気部会長

まず聞いただけで分からないと思ってしまうけれど、もうちょっと具体的に、分からないところを、何が分からないかを分かるようにするみたいなどころからでしょうかね。ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。最後、お願いいたします。

### ○宮澤委員

知的障害のある息子を持つ親としては、これはすごい今後課題というか。社協さんの出前講座を1回、3月にやったりとかして、勉強もしているんですけど、やっぱりすごく分かりづらいし、本当に本人のためにいい使い方ができるのかどうかというところで。今、使いやすく、もっといいものということで、改正されていくということになっていますよね。多分、4、5年するともっと今よりも使い勝手のいいものになるのではないかとされているのですごく期待しているんですけども、そこら辺はどうでしょう。

### ○松山委員

私が、ここで「変わります」と断言することはできないものの(第二期成年後見制度利用促進基本計画において、尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等の一つとして「家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進」が掲げられており)支援を必要とされる方と成年後見人とは、相性面での、合う、合わないという点も考えられるところ、その対応の一つとして、後見人等の柔軟な交代が行われることを可能とする必要があるという点が指摘され検討されています。

この点について、個人的には、親御さんがお元気なうちに、早い時期から、親御さんをメインとした複数後見として(専門職後見人に限らず、市民後見人なども含めた幅広い人材の中から)成年後見人がご本人と関わりを持ちつつ、その中で、「この人とはちょっと合わないな」ということであれば柔軟なチェンジができる運用が好ましいと思っております。親御さんと複数選任された成年後見人が、親御さんと共に、本人と関わりを持てる期間を可能な限り長く確保し、親御さん亡きあとは、成年後見人とお子さんとの二人三脚で歩いていくといったスタイルが理想的ではなかろうかと考えています。

### ○和気部会長

どうもありがとうございました。それでは、15分ほど時間をオーバーしてしまいました。非常にいろいろなご意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

区のほうから何かございますか。

#### ○中谷福祉推進課長

最後に、事務連絡なんですけれども、最初の部会の際に年間のスケジュールをお渡ししていたところなんです、第7回の11月の会の日がちがまだそのとき未定だったのですが、決まりましたのでご報告です。

第7回の部会は11月10日金曜日に開催が決まって、直前になったらまた改めてご連絡しますので、よろしくお願いいたします。

なお次回、第5回の部会は8月24日の木曜日ですので、よろしくお願いいたします。

あと、本日お車でお越しの方がいらっしゃいましたら、駐車券にスタンプを押させていただきますので、後ほどお近くの事務局の職員にお伝えいただければと思います。

事務連絡は以上です。

#### ○和気部会長

それでは、ちょっと時間が遅くなりましたけれども、本日の部会は以上で終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——